「指定介護老人福祉施設」 まごころ館四街道 重要事項説明書

従来型

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (千葉県指定 第1273300861号)

当事業所は、ご入居者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3~5」と認定された 方々が対象となります。

◇◆目次◆◇		
1.	事業者	1
2.	施設概要	1
	居室•設備概要	
	職員配置状況	
5.	サービスと利用料金について	4
6.	事業者の義務について	7
7.	施設利用の留意事項	7
	損害賠償について	
9.	退所等について	9
10.	私物等引取者について	11
11.	苦情の受付について	12
12.	事故発生時の対応について	12
13.	個人情報の取扱いについて	13
14.	料金表	14~16

1 事業者

(1)名称 社会福祉法人千葉シニア

(2) 所在地 千葉県四街道市中台498番地1

(3)電話 043-312-5556

(4) FAX 043-312-6186

(5) 代表者(職)氏名 理事長 太刀掛 照幸

(6) 設立年月 平成22年11月24日

2 施設概要

(1)建物の構造 RC 造 地上3階建て

(2) 建物の延べ床面積 4,558.90㎡

(3)併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

① ユニット型指定介護老人福祉施設(定員50名)

平成24年4月1日指定 千葉県 第1273300879号

② 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(定員10名)

平成24年 4月1日指定 千葉県 第1273300879号

(4)種類 指定介護老人福祉施設

千葉県 第 1273300861号

平成24年4月1日指定

(5)目 的 介護保険の趣旨に従い、入居者に対し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。原則、要介護状態区分3~5の認定を受けた方で、自宅等での介護を受けることのできない高齢者が入居し、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。

(6)名称 まごころ館四街道

(7) 所在地 千葉県四街道市中台498番地1

(8) 電 話 043-312-5556

(9) FAX 043-312-6186

(10) 管理者(職)氏名 施設長 井田 英宏

(11) 運営目標

- •入居者やその家族に対する「まごころ」
- 一緒に働く人やその家族に対する「まごころ」
- ・地域の人々に対する「まごころ」 わたしたちは、専門性と優しい心を大切にする人を育成し、家族 や親しい友人を迎えるようなおもてなしの作法をもって、「まご ころ」をかたちにしていきます。
- (12) 開設年月 平成24年4月1日
- (13) 入居定員 50名(従来型)

3 居室・設備概要

当施設では以下の居室、設備を用意しています。入居される居室は、下記の通りとなっております。

居室・設備等の種類	定員数(室数)	備 考
2人用	10 (5)	共用洗面台・トイレ
4人用	40 (10)	共用洗面台・トイレ
浴室	5	個浴、機械浴槽
医務室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

4 職員配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常數學(名)	指定基準(名)
管理者(業務管理を一元的に行います。ユニット兼務	0. 5	-
介護職員(介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います)	15以上	15
生活相談員(相談に対応し、適宜生活支援を行います)	1以上	1
看護職員(健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護・	2	2
介助等も行います)	2	2
機能に関係を担当します。ユニット兼務	0. 5	0. 5
介護支援専門員(施設サービス計画(ケアプラン)を作成し	0. 5WF	0 5
まず、ユニット兼務	U. SIXL	0, 5

医師(健康管理及び療養上の指導を行います)	(非常勤)	必要数
管理栄養士(適切な栄養管理を行います) ユニット兼務	0. 5	0. 5

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤 職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種			勤務体制	
生活相談員	日勤	:	8:30~17:30	
介護職員	標準的な時間帯における最低電人員			
	早番	:	7:00~16:00	
	日勤	:	9:00~18:00	
	遅番	:	12:00~21:00	
	夜勤	:	16:00~ 9:30	
看鸛貨	標準がお時間帯における最低電子人員			
	日勤	:	8:30~17:30	
機能脈搏管員	日勤	:	8:30~17:30	

5 サービスと利用料金について

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。 当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(※ 契約書第4条参照) 以下のサービスについては、利用料金の※7割から9割が介護保険から給付されます。

※介護保険負担割合証に記載されている割合項目によって負担割合が変わります。

〈サービスの概要〉

①入 浴

- i 入浴または清拭を週2回行います。
- ii 寝たきりの方におきましては機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排 泄

i 排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

i 機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むときに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

4健康管理

i 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- i 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ii 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- 〈サービス利用料金(1日あたり)〉(※ 契約書第7条参照)

添付の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

- ☆入居者が要介護認定未認定の場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ☆入居者が、6日以内の入院または外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は下記 の通りです。(※ 契約書第21条、第24条参照)

〈1日あたり〉(単位:円 ※要介護度3、1割負担の場合

① サービス利用料金	2, 570
② うち、介護翔剣から給付される金額	2, 313
③ 自己負担額 (1-2)	257

☆施設で定めた減免規定に従います。詳細はご相談下さい。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(※契約書第5条、第7条参照)以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービス概要と利用料金〉

① 食事

i 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

利用料金:利用料金表参照

※栄養ケアマネジメント加算は保険内

ii 入居者の自立支援のため離床し食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝 食: 8:00~ 昼 食:12:00~

夕 食:17:30~

② 理髪 ※希望者のみ

理容師等の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金: 利用料金表参照

③ 預り金の管理

※預り金管理規定に準じて運用する。

● 貴金属類について

指輪、時計、宝飾品等の貴金属類については、当施設でのお預かりはできませんのでお持ち帰り下さい。入居者ご本人がお手元で保管される場合は、ご本人の責任でお願い致します。品物によっては、お手元での保管もお断りすることがあります。

④ 余暇活動・クラブ活動等について ※希望者のみ

余暇活動やクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:料金表参照

i 余暇活動

季節毎に行事を行っています。

ii クラブ活動

音楽、まごころ倶楽部

⑤複写物の交付

入居者は、サービス提供について記録の閲覧ができます。 複写物を必要とする場合 には実費をご負担いただきます。 利用料金:料金表参照

但し、他の入居者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りする場合がございます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦ 契約書第22条に定める所定の料金

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に 居室が明け渡された日までの期間に係る料金をお支払いいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法(※ 契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ケ月ごとに計算し、請求いたしますので、以下の方法でお支払い下さい。(1ケ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ・金融機関口座からの自動引き落とし (月末締め、翌月25日自動引き落とし、休業日の場合は翌営業日引き落とし
- ・ご利用できる金融機関:千葉銀行

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団愛信会 佐倉中央病院		
所在地	千葉県佐倉市栄町20-4		
診療科	内科、整形外科、消化器科、脳神経外科、泌尿器科		

医療機関の名称	医療法人 徳洲会 四街道徳洲会病院		
所在地	千葉県四街道市吉岡 1830-1		
診療科	総合内科、消火器内科、循環器内科、神経内科、呼吸器内科、外科、整形 外科、脳神経外科、漢方外来、泌尿器科、口腔外科、形成外科、小児科、		
	眼科、皮膚科、総合診療科		

医療機関の名称	医療法人社団 誠津会 はるかぜ診療所	
所在地	千葉県四街道大日 549-1	
診療科	内科、外科	

医療機関の名称	医療法人社団真葉会さくらい歯科医院	
所在地	千葉県四街道市鷹の台2-35-5	
診療科	一般歯科、矯正歯科	

6 事業者の義務について(契約書第9条、第10条参照)

当施設は、入居者にサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①入居者の生命・身体・生活環竟等の安全・確保に配慮します。
- ②入居者の身体が態等が急変した場合は、原則身元31受人に連絡します。なお、連絡がつかない時には事後報告となることがあります。
- ③急変時には、救急車等で医療機関に受診します。
- ④入居者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携し、入居者から聞き取りや確認を行います。
- ⑤非常災害に関する具体は「個を策定し、非常災害に備えるため、利用者に定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
- ⑥入居者の身体的的束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑦入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の ために必要な援助を行います。
- ⑧入居者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに入居者または代理人の 請求に応じて閲覧させます。但し、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付します。
- ⑨事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者または ご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- これは、契約が終了した後も継続します。(守秘義務)但し、入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供します。また、入居者の円滑な退所のための援助を行う際には、予め文書にて、入居者の同意を得ます。

7 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場として快適性、 安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、他の入居者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物について は持込をお断りすることがあります。

(2)面会(※要予約)

来退所時には、事務室受付カウンターに備えてあります面会簿に記録してください。 面会時間 8:30~17:30(変更)(平日・土日祝日共通)

- ① インフルエンザや流行性感冒等・泥酔・その他、入居用者に迷惑の係る場合は面会をお断りすることがあります。
- ② 他の入居者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断り することがあります。
 - (3)外出,外泊(契約書第24条参照)

外出、外泊をされる場合は、7日前にお申し出下さい。但し、外泊については、最長で月6日間とし、連続して月をまたがる場合には、月あたり6泊の範囲で最大12泊とさせていただきます。

(4)食事

食事が不要な場合は、前々日午前10時までにお申し出下さい。前々日の午前10時までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(2)に定める「食事(おやつ)に係る自己負担額」は減免されます。

- (5)施設・設備の使用上の注意(契約書第11条、第12条参照)
- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。 但し、その場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ③入居者が、ホームの施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、 自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただきます。
- ④ 入居者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、入居者及びその家族等と協議により、居室または共用施設、設備の利用法等を決定するものとします。
- ⑤当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫煙、飲酒

施設内では、喫煙、飲酒はできません。

(7)衣類等の交換について

季節(夏・冬)物衣類等の交換につきましては、基本的には身元引き受け者様等にお願いいたします。家族等にて都合等がつかない場合は、生活相談員等に相談してください。

(8) 所持品管理について

お持込頂いた家具・電化製品・衣類、その他、施設内で使用する所持品については、 自己の責任で管理をお願い致します。また、破損・修繕の際はご家族様対応となりま すのでご承知おきください。尚、職員の故意または重大な過失が認められる場合には、 この限りではございません。

(9) 文書負担軽減や手続きの効率化(電磁的な対応について)

利用者等への説明・同意について、契約書や重要事項説明書、ケアプラン、介護に関する各種計画書、看取りの契約書など、両者の合意により、電磁的な対応を行うことが出来るものとする。電磁的な対応とは、事業者が PDF などの電子データーで作成し、その内容を電話等により説明、契約者及び契約代行者が同意をする場合、記名押印の代わりに電子署名を行ったりするものであり、契約者及び契約代行者に署名・押印を求めないことを可能とする。その場合、電子署名以外にも e メールを用いた説明・同意も含まれる。又、事業者については、上記、諸記録の保存についても紙ベースではなく電磁的な対応にて「保存」することを可能とする。

(10) その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご辞退させて頂きます。

8 損害賠償について(契約書第13条、第14条参照)

当施設において、当事業者の責任により利用者に生じた損害(例:介護事故等)については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、入居者に故意または過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合(例:入居者間によるトラブル等で発生した事故等)があります。

9 退所(契約の終了)等について

当施設との契約では契約有効期間は、契約時の要介護認定の有効期間となっています。 従って、以下のような事由がない限り、有効期間中はサービスを利用することができます が、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者

(※契約書第16条参照)

- ①入居者がお亡くなられた場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を 閉鎖した場合
- ④施設の減失や重大なき損または建替等により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥契約書第17条から第19条に基づき契約が解約または解除された場合
- ⑦契約期間が満了した場合
- ⑧入居者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑨事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- (1) 入居者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

(※ 契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、入居者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ② 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 4事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が改意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、 または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - ⑤ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合 において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

(※ 契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設を退所していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締制時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月延帯し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、またはその恐れがあり、かつ当施設における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が当施設で提供する介護、医療ケアにて対応できうる範囲を超えたニーズを有した場合
- ⑤ 入居者が連続して3ケ月を超えて医療機関等に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ 入居者が介護者人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑦ 入居者が正当な理由なく居室を利用しない場合
- (3) 入居者が医療機関等に入院された場合の対応について(※ 契約書第21条参照) 当施設入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです。
- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合 6日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、 入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② 7日間以上3ケ月以内の入院 3ケ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。 但し、退院後に当施設で提供する介護、医療ケアにて対応できうる範囲を超えたニーズを有する と見込まれた場合には、契約を解除する場合があります。
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(4) 円滑な退所のための援助(※ 契約書第20条参照)

利用者が当施設を退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の 状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に 対して速やかに行うよう努めるものとします。

- ①適切な医療機関等または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10 私物等引取者について(※ 契約書第23条参照)

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の私物等を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「私物等引取者」を定めていただきます。(※契約書第23条参照) 当施設は、「私物等引取者」に連絡のうえ、入居者の私物等を引き取っていただきます。 また、引渡しにかかる費用については、入居者または私物等引取者にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に私物等引取者が定められない場合であっても、入居契約を締結する ことは可能ですが、契約終了(退所)後の入居者の私物等については施設の判断で対処 させていただきます。

11 苦情の受付について(※ 契約書第26条参照)

(1) 当施設における苦情の受付について

提供したサービスに関するお客様又はそのご家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に 対応するため、受付 窓口を設置するとともに、第三者委員を配置します。なお、詳細 は次のとおりとします。

- ① 苦情受付窓口 担当氏名 松野 優
- ② 苦情解決責任者

管理者(施設長) 井田 英宏

受付時間 毎週月曜日~金曜日 9:00~17:00 また、苦情受付箱を1階エレベーターホール等に設置しています。

③ 第三者委員による相談・苦情の受付

第三者委員 伊藤 浩美(社会福祉士・介護支援専門員)

電話 080-6638-7400

(2) 行政機関その他苦情受付機関

四街道市役所	所在地	四街道市鹿渡無番地
高齢者支援課	電話	043-388-8300
	受 付	平日 8:30~17:15
千葉県国民健康保険団体連合会	所在地	千葉市稲毛区天台六丁目4番3号
介護保険課苦情処理係	電話	043-254-7428
	受 付	月~金曜日 8:30~17:00
千葉県健康福祉部 保険指導課	所在地	千葉市中央区市場町一丁目1番
介護保険指導班	電話	043-223-2456
	受 付	月~金曜日 9:00~17:00

12 事故発生時の対応について

事業者は事故発生後(①医療機関に受診した場合、②異食・誤嚥をした場合、③誤薬をした場合)に入居者やその家族に次の内容を説明しなければなりません。

- (1) この①~③に基づき「事故報告書」を作成し、所管課に提出をします。
- (2)提出後の事故報告書が個人情報以外を事故事例として千葉県に報告される場合があります。
- (3)情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例:事業者名簿)が公開される場合があります。

13 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、以下の場合に限り入居者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
- 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者と の間で開催されるサービス担当者会議において、入居者の状態、家族の状況を把握 するために必要な場合
- 二 上記一の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な 場合
- 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入居者が体調等を崩し又はケガ等で 病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 五 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

まごころ館四街道(多床室)ご利用料金表 (令和6年4月1日現在)1単位= 10.45円

サービス名	1日につき	1 ケ月 (30 日) につき
7 27.1	(1割負担分)	(1割負担分)
介護福祉施設サービス(Ⅱ)多床室 要介護 1 589 単位	616 円	18,466 円
介護福祉施設サービス(Ⅱ)多床室 要介護2 659単位	689 円	20,660円
介護福祉施設サービス(Ⅱ)多床室 要介護3 732単位	765 円	22, 949 円
介護福祉施設サービス(Ⅱ)多床室 要介護 4 802 単位	838 円	25, 143 円
介護福祉施設サービス(Ⅱ)多床室 要介護 5 871 単位	911 円	27, 306 円
加 算	ご利用者負担額(1割負担分)	
夜勤職員配置加算(I)イ	1日につき	23 円
療養食加算	1回につき	7円
栄養マネジメント強化加算	1日につき	12 円
日常生活継続支援加算(I)	1日につき	37 円
看護体制加算(I)イ	1回につき	7 円
個別機能訓練加算(I)	1日につき	13 円
【新加算】個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	21 円
外泊時費用(月6日まで)	1日につき	257 円
初期加算(入所後30日以内)	1日につき	31 円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31~45日)	1回につき	75 円
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4~30日)	1日につき	150 円
看取り介護加算(I)(死亡日前日、前々日)	1日につき	710 円
看取り介護加算(I)(死亡日当日)	1日につき	1,337 円
【新加算】協力医療機関連携加算	1月につき	105円
【新加算】退所時情報提供加算	1回につき	262 円
【新加算】振興感染症等施設療養費	1回につき	251 円
【新加算】退所時栄養情報連携加算	1回につき	74 円

[※]加算対象となる項目は個々で異なります。

【新加算】◆介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)

介護報酬総単位数×14.0%×1単位の単価 ※処遇改善の改定は令和 6 年 6 月(請求書 7 月送付分)から適用

・介護報酬総単位数・・・基本サービス費+各種加算減算

[※]介護保険負担割合証の利用者負担割合が1割と記載される方の場合。

負担限度額の表(日額)

区分	区分詳細	居住費	食費	おやつ代
利用者負担 第1段階	生活保護者等	0 円	300円	100円
利用者負担 第2段階	市民税非課税世帯で合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方等	430 円	390 円	100円
利用者負担 第3段階①	市民税非課税世帯で合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以上120万 円以下の方等	430 円	650 円	100円
利用者負担 第3段階②	市民税非課税世帯で合計所 得金額と課税年金収入額の 合計が 120 万円以上の方等	430 円	1,360 円	100円
利用者負担 第4段階 (基準費用額)	市民税課税世帯	910 円	1,580 円	100円

※外泊または入院等で居室を開けておく場合は、第1段階~第4段階の方は、6日までは

負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目以降は別途料金が発生します。

※他に介護保険給付対象外サービス等に係る費用については実費ご負担頂きます。

※居住費の改定は令和6年8月(請求書9月送付分)から適用

介護保険給付対象外サービス ご利用料金表

- 1 理美容代(1回あたり)・・・・実 費
- 2 教養娯楽費(1月あたり)・・・・500円
- 3 クラブ活動材料費・・・・・実 費
- 4 日常生活上必要となる諸費用・・・・実 費
- 5 特別な電気製品の使用費(1点につき/日)・・・・55円
- 買い物代行(指定場所及び日時 1 時間以内)、商品購入代行(インターネット等・1 回)・6 ---1, 100円
 - ※日用品・整容用品等の消耗品に関しては、出来る限りご家族でご用意ください。
- 7 外出等における移送費
 - 2km 未満(基準費) · · · · 2, 200円
 - 2km を超えた距離 1km あたり・・・110円加算
 - ※付き添いが必要な場合、下記料金が加算されます。
 - ·介護職員等 1,100円/時間、看護職員 1,375円/時間
- 8 診療・薬剤・その他治療に要する費用・・・・・・医療保険本人負担額
- 9 予防接種等の費用・・・・・・実費
- 10 不用品(可燃ゴミ)の処分費用…50cm×50cm×50cm 1 箱 550円 その他の不用品の処分費用…実費
 - ●その他料金についての詳細についてはお問い合わせ下さい。
 - ●お申し出の状況により、ご希望に添えない場合があります。 (令和4年1月1日現在)

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 千葉シニア

所在地 千葉県四街道市中台498-1

説明者氏名 印

事業所 まごころ館四街道

私は、本書面に基づいて事業者	から重要事項の説明を受け、。	より良い介護サービス
実施のため、サービス担当者会議	で入居者並びに家族の情報を呼	用いるほか、医療機
関・居宅介護支援事業者への情報	の提供を含め、指定介護老人社	冨祉施設サービスの提
供開始に同意しました。		
入居者氏名	<u>ED</u>	
(身元引受人 1)		
住所		
氏名	<u>印</u> 入居者との続柄()
電話番号	<u> </u>	
(身元引受人 2)		
住所		
氏名	<u>印</u> 入居者との続柄()
電話番号	— . <u>-</u>	
	—17—	

※原則、身元引受人 1 を当事業所利用契約書第 27 条の該当者と致しますが、事業所からの連絡が取れない場合や入居者への対応が困難であると事業所が判断した場合等により、事業者は、身元引受人 2 を新たに身元引受人 1 として、当事業所利用契約書第27 条の該当者とさせていただきます。その場合、身元引受人 2 を新たに立てていただきます。

※代理人を定める場合

住所			
氏名	ЕД	入居者との続柄()
雷話番号			